

おいらせ町立学校
アレルギー疾患対応の方針

令和4年7月
おいらせ町教育委員会

○ 本方針策定の趣旨

近年の自然環境や生活様式の変化により、児童生徒のアレルギー疾患の有病率は増加傾向である。全国で見ると、アレルギーが原因とみられる児童生徒が犠牲になった痛ましい事案もあり、既に、学校には各種アレルギー疾患の子供たちが多数在籍していることを前提としなければならない状況となっている。

近年において、おいらせ町では、児童生徒のアレルギー疾患での重大な事故が報告されたことはないものの、学校においては、保護者等からの依頼により、アレルギーによる事故を未然に防ぐ取組を実施している。

おいらせ町教育委員会は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、今後も、すべての児童生徒が安全に、また、安心して学校生活を送ることができるよう、「おいらせ町立学校アレルギー疾患対応の方針」を策定する。

1 基本方針

- (1) 各校及びおいらせ町教育委員会(以下町教育委員会)、関係機関は、アレルギー疾患を有する児童生徒が、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、可能な範囲で安全を最優先とした支援を講ずる。
- (2) おいらせ町学校保健会(以下町学校保健会)内の調査研究委員会で、児童生徒のアレルギー疾患に関する情報の集約や共有、学校における応急処置及び救急搬送体制等についての協議等を行う。
- (3) アレルギー疾患を有する児童生徒への学校での対応は、医師の診断による「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出を必須とする。
- (4) 児童生徒の安全性確保のため、アレルギー疾患の原因となる食物の摂取や学習活動等を行うか行わないかを判断する。
- (5) 町教育委員会は、必要に応じて各学校の取組を支援する。

2 アレルギー疾患を有する児童生徒のいる学校での対応

- (1) 町教育委員会及び学校は、毎年度、全児童生徒の保護者に「アレルギー疾患に関する調査票」の提出を依頼する。
- (2) 「アレルギー疾患に関する調査票」により、学校での配慮を希望する家庭は、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」及び「アレルギー個別対応票」を、学校へ提出する。
- (3) 学校は、面談等により毎年度保護者の同意を得た上で、「アレルギー個別対応票」に基づいた取組を行う。その際、(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による対応や配慮を基本とする。

- (4) アレルギー疾患を有する児童生徒は、事前に学校及び保護者間で決定された取組等に基づいて活動する。これを拒否した場合は、学校が可能な範囲で担当医及び保護者への確認を行うが、学校の判断の下で、当該児童生徒を活動に参加させないことができる。
- (5) 学校は、アレルギー疾患による症状により、児童生徒の生活及び活動に支障が生じる可能性がある場合、当該児童生徒の教育活動を中止するとともに、速やかに救命措置等の必要な措置を講ずる。
- (6) 学校は、「学校生活管理指導表」等の内容に変更が生じた児童生徒がいた場合は、速やかに新たな「学校生活管理指導表」等を提出するよう保護者に依頼する。

3 アレルギー疾患対応委員会の設置

- (1) 町学校保健会内の調査研究委員会に「アレルギー疾患対応委員会」の役割を兼ねることとする。
- (2) 調査研究委員会は、学校関係者(校長、教頭、養護(助)教諭、栄養教諭等)、町教育委員会により構成し、必要に応じて町学校保健会関係者を招集することができるものとする。
- (3) 校長は、「学校におけるアレルギー疾患対応委員会(仮称)」を校内関係者で組織し、児童生徒のアレルギー疾患に関して組織的な取組を行う。

※ 「各校におけるアレルギー疾患対応委員会」の構成と役割の例

役職	職名	役割
委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	委員長補佐、指示伝達、外部対応
	教務主任	校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護(助)教諭 栄養教諭	実態把握、主治医や学校医との連携、具体的な取組に関する保護者との協議、事故防止、町学校給食センターとの連携
	保健主事	委員(教務主任・養護(助)教諭・栄養教諭等)の役割補助
	給食担当	給食での指導事項等の調整
	関係学年主任及び学級 担任学級担任	安全な給食運営、保護者連絡、具体的な保護者との協議、事故防止

- (4) 学校における教育活動でのアレルギー疾患対応による取組を検討するにあたり、以下の項目について保護者から同意を得る。

- ① 学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、学校生活管理指導表等の内容を教職員及び各関係機関(八戸地域広域市町村圏事務組合おいらせ消防署(以下おいらせ消防署)、おいらせ町学校給食センター(以下町学校給食センター)、町教育委員会)が共有すること。
- ② アレルギー疾患対応のための取組を実施するにあたり、予期せぬ事態が発生した際には、保護者の同意を得なくても救急搬送等の措置を講ずる場合があること。
- ③ 保護者の責任において、学校教育活動等の事前連絡や学校給食アレルギー表示献立表等を確認すること。
- ④ 今後のアレルギー対応の充実のため、児童生徒のヒヤリハット等の事案を関係機関と情報共有をすること。その際、学校名及び児童生徒名等、個人を特定される情報は公開及び共有はしない。

4 アレルギー疾患対応における関係機関等の連携

- (1) 町教育委員会は、医療関係者及び学校関係者、おいらせ消防署、町学校給食センターの意向を相互に連絡及び調整し、アレルギー疾患に対応できる体制を構築する。
- (2) 医療関係者及び学校関係者、おいらせ消防署、町学校給食センター、町教育委員会は、アレルギー疾患による事故の予防や事案発生時の対策など、学校における児童生徒への取組のための情報を共有することに努める。
- (3) 町教育委員会は、児童生徒のアレルギー疾患に関する情報を、学校が正確に把握するために必要な措置を講ずる。
- (4) 町教育委員会は、アレルギー疾患による事故につながるリスクに関する情報の収集及び発信に努める。
- (5) 学校は、アレルギー疾患により児童生徒が救急搬送された場合は、町教育委員会と上北教育事務所へ電話で報告、後日文書で報告する。
- (6) 町教育委員会は、学校からの児童生徒の救急搬送についての報告内容を、上北教育事務所へ報告する。

5 アレルギー疾患の知識の普及や緊急時の対応の研修

- (1) 町教育委員会は、町学校保健会と連携し、アレルギー疾患に関する知識や緊急時の対応に関連する研修を適宜行う。
- (2) 町教育委員会は、(1)の研修の実施に当たり、学校医及び関連機関との連携に努める。
- (3) 校長は、校内危機管理体制を構築・整備するとともに、保護者及び関係機関との連携や具体的な対応訓練、校内の研修の企画、実施、参加を促す。

- (4) アレルギー疾患を有する児童生徒の保護者から学校生活管理指導表等の提出を受けた学校の校長は、所属する全教職員を対象とした当該アレルギー疾患に関する研修または情報共有を、年間1回以上行う。

6 学校への指導と支援

- (1) 学校医及びアレルギー疾患を有する児童生徒の担当医は、各校のアレルギー疾患対応に関して、適宜、指導する等、必要な支援を行う。
- (2) 町教育委員会は、アレルギー疾患を有する児童生徒への各校の対応について、必要に応じて指導・助言する。
- (3) 町教育委員会は、各校におけるアレルギー疾患に関連した事故及びヒヤリハット事例の詳細と改善策を把握し、各校との情報共有と事故防止に努める。

7 各関係機関の役割

- (1) 町教育委員会及びおいらせ消防署、町学校給食センターは、保護者の同意を得て、児童生徒のアレルギー疾患に関する情報を共有する。
- (2) おいらせ消防署は、アレルギー疾患を有する児童生徒の救急搬送が必要な際には、保護者の同意で共有した情報を活用し、円滑な救急搬送に努める。
- (3) 町学校給食センターは、保護者の同意の下、可能な範囲でアレルギー疾患を有する児童生徒の誤食を防止するための措置を講ずる。

8 アレルギー疾患を有する児童生徒に関する情報の管理

- (1) 町教育委員会は、学校及び家庭、各関係機関において、保護者の同意を得てアレルギー疾患を有する児童生徒の情報を共有する体制を整備する。
- (2) 学校及び各関係機関は、保護者の同意を得て共有した情報を、当該児童生徒が学校生活で必要となる取組や、応急処置及び救急搬送の際に限り適切に活用する。
- (3) 学校及び町教育委員会、おいらせ消防署、町学校給食センターは、保護者の同意を得て共有したアレルギー疾患を有する児童生徒の情報を適切に管理するとともに、関係機関では情報を必要とする職員のみが共有することとし、外部に漏洩しないための適切な措置を講ずる。
- (4) 学校は、アレルギー疾患を有する児童生徒の情報を、保護者からのアレルギー疾患への対応解除の申請(学校生活管理指導表)または当該児童生徒の除籍の際に、校長の責任の下で廃棄する。
- (5) 各関係機関は、アレルギー疾患を有する児童生徒の情報の過年度分を、適切かつ確実に廃棄する。